

【参考】

○箕面市住居表示審議会設置条例施行規則

昭和三十八年十一月九日

規則第十九号

第一条 この規則は、箕面市住居表示審議会設置条例(昭和三十八年箕面市条例第二十五号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、議事に関して必要と認めたときは、関係職員に対して説明を求めることができる。

第三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 会長及び副会長が委員の任期満了等により不在の場合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該審議会に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則(昭和四〇年規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四〇年規則第三〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第八号)

この規則(規程)は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第二一号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第三〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第九号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。